

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- (1) 利用者の尊厳に基づき、安心・安全を提供するため、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を原則禁止とする。
- (2) 身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。
 - ア 身体拘束を行ってはいけない。
 - イ 身体拘束を許容する考え方はしない。
 - ウ 利用者の人権を最優先する。

2 身体拘束に該当する具体的な行為

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- (1) 切迫性
利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い事
- (2) 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない事
- (3) 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的である事

4 やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- (1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- (2) 本人・家族への十分な説明
- (3) 行政への相談、報告
- (4) 必要な事項の記録

5 身体拘束等の適正化のための体制

身体拘束等の適正化を目的として、身体拘束適正化委員会（以下委員会）を設置する。

- (1) 委員会の開催
委員会は年1回以上、定期的で開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (2) 記録及び周知
委員会を開催した場合、その内容・検討結果を記録し、職員に周知徹底する。
- (3) 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会虐待防止に関する規程に定める虐待防

止委員会と一体的に設置・運営する。

6 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束を行わない事が原則であるが、利用者又は他の利用者の生命・身体を守るために3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、また、訪問先で、家族や養護者が身体拘束を行っていることを発見した場合、次の対応を行う。

(1) 管理者より、身体拘束適正化委員会に報告する。

(2) 身体拘束適正化委員を複数名含むメンバーでの検討

ア 定期的に検討会を開催

イ 検討内容を記録し、委員会に報告する。

ウ 事業所が拘束を行う場合、利用者及び家族への説明

エ 委員会からの意見をふまえ再検討を行う。

* 身体拘束が解除されるまで①～④を繰り返す。

7 身体拘束等の適正化のための研修

年1回以上の定期的な研修と職員採用時に研修を実施する。

8 当該指針の閲覧

当該指針は事業所内に掲示等するとともに、法人のホームページ等に掲載し、利用者及び家族、全ての職員がいつでも閲覧できるようにする。

令和6年3月26日制定